おさきインフォメ



保育所等の利用申込受付が始まります

相談

問 保健福祉課 児童福祉係 ☎476-1111(144·145)

町では、令和5年度の保育所および認定こども園の利用申し込みを、次のとおり受け付けます。

令和5年1月4日(水)~1月31日(火)(+・日・祝日を除く 8:30~17:15まで)

- ●利用申込に必要な提出書類 ※すべての書類が揃わないと受理できません
 - 1. 施設型給付費支給認定申請書兼保育所利用申込書(児童1人につき1部)
 - 2. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号で預かり保育を利用される方)
 - 3. 保育を必要とする理由を証明する書類(保護者分)(就業証明書・母子手帳の写し・診断書等)
 - 4. 同意書兼誓約書

【書類は役場保健福祉課④窓口・野方支所・保育所等に準備してあります】

●提出先 保育認定(2・3号)…保健福祉課(4窓口/教育認定(1号)…各認定こども園

●保育を必要とする事由

保育所、認定こども園(保育部分)を利 用できるのは、保護者などが右記の項目 のいずれかに該当することにより児童の 保育ができない場合となります。

- (1) 就労 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧 (6) 求職活動 (7) 就学
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子 どもがいて継続利用が必要であること

●保育所・認定こども園一覧

R 4.12.1 現在

種類	名 称	定員	住 所	電話	1号(教育部分)	2・3号(保育部分)	延長保育
保 育 所	菱田保育園	50	菱田2601	476-0568		7:00 ~ 18:00	
保 育 所	中沖保育園	45	菱田3093-2	477-0027		7:00 ~ 18:00	18:00~19:00
認定こども園	大崎保育園	65	仮宿1862	476-0049	9:00 ~ 13:00	7:00 ~ 18:00	※延長保育を利
認定こども園	南光保育園	65	仮宿1554-2	476-0025	9:00 ~ 13:00	7:00 ~ 18:00	用される場合
認定こども園	野方保育園	90	野方6095-38	478-2324	9:00 ~ 13:00	7:00 ~ 18:00	は別途延長保
認定こども園	大丸保育園	35	横瀬2	476-0555	10:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:00	育料金が必要
認定こども園	大崎幼稚園	85	神領129	476-3455	10:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:00	になります。

- ★保育所は就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって、児童を保育する児童施設です。
- ★認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方を併せ持っている施設です。

●保育所利用料について

利用料は町民税所得割額により決定します。4月から8月分は前年度の、9月から翌年3月分は 当年度の町民税所得割額により決定します。3~5歳児クラス及び非課税世帯の0~2歳児クラス は無償化の対象となります。

●副食費について

保育所、認定こども園に直接支払います。 金額は園によって異なります。

年収360万円未満世帯 (実際には町民税所 得割で算出)及び第3子以降は免除されます。

保育所利用料算定方法について

世帯の町民税所得割額(父母合算)により算 定いたします。ただし、同居の祖父母がいる 場合、祖父母のうち収入の多い方の税額も合 算する場合があります。